

第 25 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和 4 年 12 月 20 日 (火) 午後 1 時 30 分
会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2 委員定数 19 名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子

委 員

1 番 高橋 忠一	2 番 高野 進	3 番 渡部 清孝
4 番 小沢 勝則	5 番 武藤 常雄	6 番 二瓶 崇
7 番 菊地 貴	8 番 山口 久人	9 番 大津 康男
10 番 小林千代松	11 番 平田 恭一	12 番 木戸 賢治
13 番 木村富士男	14 番 小林 博行	15 番 菅井 大輔
16 番 岩崎 茂治	17 番 佐藤 光伸	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 54 号 会務報告について

報告第 55 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 123 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 124 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 125 号 現況確認証明申請について

議案第 126 号 農用地利用集積計画について

議案第 127 号 農用地利用配分計画（案）について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 誼 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 佐 藤 崇 史

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

年の瀬も押し迫り何かとお忙しいところ本日の第25回総会にご出席をいただきまして誠にご苦勞様でございます。会務報告にもありましたが、12月1日に福島県選出の国会議員との懇談会、併せて全国の会長代表者集会に私が出席をいたしました。まず、県選出の国会議員でありますけども、衆参両院合わせますと14名の方がおりますけども

全員出席をいただきました。その中で皆さんから4月以降各市町村の意見を集約したいということで、県農業会議において皆さんにお示しをして、組織討議をしていただいてようやく令和5年度の福島県の農業発展に向けた要請ということで集約されましたので、それをもとに各国会議員に要請を行って参りました。要請に対する回答書が各省庁から出ました。本来ならば皆さんにどのような要請をしたのか、回答はどうあったのかということで皆さんに報告しなければならないのですが、文書をもって回答が出ていますので後から皆さんにおつなぎしたいということで、事務局の方をお願いしたいと思います。もう1点は、令和5年度の農業の関連予算の確保に向けた要請をしております。大きくは県選出国会議員との懇談会はこの2点です。その外に会津若松地方の農業委員会連合会からの要望書について、木村委員よりどのような様になっているか先日質問がありまして、その内容等については水田活用直接支払交付金の見直しについてということであります。皆さんもご存じだと思いますが、5年に1回は水田を作りなさいということでもあります。中山間地帯はじめ湿田になってしまい、畑地に戻らないという意見であり、しかし、立地条件の悪いところでも条件を守らなければ交付金を受けられないとのことでありましたが、これらについて連合会として4項目要望しております。どのような要望をしたのか皆さんに後からお渡ししますので、見ていただきたいと思います。もう1点は、飼料米についてですが年々価格が下落しております。新聞等を見て皆さんご存じだと思いますが、来年、再来年と価格が下がる予定です。せっかく飼料米を作付けして採算性が合った経営が出来たわけですが、価格が下がってしまうということになれば、作らないということになれば一般米が増えて、主食用の価格がまた下落してしまうということに繋がりがねません。そのようなことで、やはり飼料米の価格については安定的に農業が経営出来る様な価格になるよう口頭ですがお願いいたしました。要望書については、一人ひとり手渡しを

しました。その回答も一緒に届くのかと思ったんですが、まだ届いておりません。これについても、後程皆さんに回答の内容をおつなぎしたいと思います。また、全国の会長大会の中でもやはり要請決議ということで、令和5年度の農業関連の予算を確保してほしいということで決議が採択されました。併せて申し合わせ要請決議ということで地域の農地を活かして持続可能な農業、農村を造る全国運動を展開したいということで、申し合わせ事項が採択されました。もう1点は、情報提供活動ということで、情報誌をもとに農家の方に情報を繋げていくというやり方もあるとのことで、いろいろな事を皆さん模索されておりますので、今後の推進活動に十分生かせると私は思います。また、3人から事例発表がありました。愛知県の名古屋市の農業委員会の会長が特に今、我々が来年から進めようとしております地域計画の取り組みをしてかなり実績を上げられたということです。あとは秋田県の秋田市の農業委員会会長からは、やはり最適化推進委員と農業委員が連携をもとに情報を共有して活動を展開しているということでした。年に1回十分協議する場を設けたということで、それが実績に繋がっているということになるかと思います。あとは、徳島県の小松島の会長さんからは、これからは女性の農業委員、最適化推進委員の登用に向けて推進しているということで事例発表がありました。もう1点は、決意表明ということで埼玉県の全国女性協議会の会長が女性の農業委員、最適化推進委員の登用に向けてということで、力強い決意表明がなされました。来年は改選がありますので男女共同参画といことでもありますので、女性の立場を活かして頂きたいと思います。当農業委員会としても女性は1名であります。福島県としても少ないんですが、改選に向けて女性登用を推進していただくということで、活発な女性がおりましたらぜひ進めていただきたいと思います。また、新聞等で来年度の主食用米の作付け計画、配分計画が出されました。県としても令和4年産と同様の作付けの配分がなされました。本市におい

でも昨年と同じということで、やはりこちらについてもいろいろな取り組みを行って米価を少しでも上げたい、採算が合わなくなるような計画に沿って生産に取り組んでいただければと思います。まだ色々お話ししたいことはありますが、全国大会の福島県の要請に関する文書を後ほど回しますので、よくご覧になっていただきたいと思います。

本日の総会には、報告2件、議案5件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第25回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、11番 平田恭一委員、12番 木戸賢治委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第54号 会務報告について」、「報告第55号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第54号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第55号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔15件を朗読、説明。〕

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第54号及び報告第55号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第54号及び報告第55号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第54号及び報告第55号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

「議案第123号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[所有権移転5件を朗読、説明。]

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1については、1番 高橋忠一委員

No.2、No.3については、7番 菊地貴委員

No.4については、13番 木村富士男委員

No.5については、15番 菅井大輔委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

[所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明]

1番高橋です。農地法第3条所有権移転 案件No.1について、ご報告いたします。去る12月11日午前10時頃より現地調査並びに申請者 譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんからの内容の聞き取り調査を行いました。申請地は今年まで〇〇〇さんが耕作していた農地で、畑として耕作しておりました。〇〇〇さん所有の農地の隣接地で、当該地を取得することで経営規模が拡大出来て、耕作作業もし易いということで譲り受けることとなったということです。この申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされると判断いたしました。以上です。

○菊地貴委員

[所有権移転のNo.2、No.3について、現地調査の結果並びに補足説明]

1番菊地です。農地法第3条所有権移転 案件No.2について、ご報告いたします。去る12月7日現地調査並びに譲渡人は県外在住のため、譲受人の〇〇〇さんから聞き取り調査を実施いたしました。譲受人と譲渡人は親戚関係にあります。以前より譲受人の〇〇〇さんが管理されており、本申請に伴う権利の取得につきましては、今後も周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正に管理されるものと判断いたしました。

続きまして、所有権移転の案件No.3について、ご報告させていただきます。去る12月7日現地調査並びに申請者から聞き取り調査を行いました。申請地は自作地と隣接しており、作業効率が高められること、権利取得後に誰かに貸すことや転用することはない等を確認いたしました。また、譲受人の〇〇〇さんの息子さんは農業に意欲的で、就農も視野に入れ今回の申請に至ったそうです。したがって、本申請に伴う権利の取得につきましては、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正に管理されるものと判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。農地法第3条所有権移転 案件No.4について、報告いたします。去る12月11日の日曜日 午前11時頃から譲受人の〇〇〇さんの旦那さんの〇〇〇さんと現地確認を行いました。畑については、家庭菜園としてきちんと管理されておりました。また、田7筆については、そばが栽培されており、きちんと管理されておりました。今回の案件の農地は、〇〇〇さんと〇〇〇さんの間で賃貸借契約されていた農地で、〇〇〇さんは〇〇〇在住でこちらに戻る予定はないので、ぜひとも今まで耕作していた茂原さんに譲渡したいとのことでした。現地確認後、〇〇〇さん宅にて本人の〇〇〇さんに話を伺い、内容に間違いがないことを確認して参りました。以上です。

○菅井大輔委員

〔所有権移転のNo.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番菅井です。農地法第3条所有権移転 案件No.5について、ご報告いたします。去る12月11日午前10時より申請地において、譲渡人〇〇〇さん出席のもと現地調査並びに聞き取り調査を行いました。譲受人〇〇〇さんには電話にて聞き取り調査をいたしました。申請地は栗が植えられており、苗木に雪囲いがしっかりされていて、下草も刈られてきれいに管理されておりました。トラクター作業の必要もなく、簡単な追肥と草刈のみで管理出来るとのことでした。これまで何度も〇〇〇さんが草刈を行っているとのことで、権利取得後も同じ様に管理して行くことを確認いたしました。以上、調査の結果、本申請に伴う権利の取得については問題がないものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第123号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第123号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第123号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第124号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1について、6番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番二瓶です。農地法第5条移転 案件No.1について、説明申し上げます。去る12月9日午後3時より譲渡人の〇〇〇さんは欠席でございまして、譲受人の〇〇〇の〇〇〇さん、大津委員と私、佐藤主査立ち会いのもと現地調査を行いました。当申請地は、地目は田になっておりますが、現況は雑種地でありその南側と西側は道路に接しております。北側、東側は建物が建っており、工事で地盤を固め土砂等の流出を防止し、雨水等は側溝に排出し、また上下水道も完備されております。周辺には農地等はなく、住宅地となっておりまして営農に支障を及ぼすことはなく、問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第124号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第124号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第124号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第125号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1については、16番 岩崎茂治委員

No.2については、18番 齋藤澄子委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○岩崎茂治委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番岩崎です。現況確認証明申請 案件No.1について、報告いたします。申請地は3ヶ所でございますが、事務局より説明のあった案内図でご覧になっていただきたいと思います。一番上の方はJR線の鉄道のそばで、丸の円の脇はお墓になっておりまして、トラクターも通って行けない様な所であります。また、豊岡の方の地帯は耕作放棄地が大変多くなっておりまして、機械を持って行くということもなかなか出来ない状況になっております。それからその右ですが、免田も道路と水路の交差部の近くになっておりまして、大変傾斜があつて機械で耕作する状況にはないということで、長年なかなか耕作出来なかったために、近隣も含めて樹木の状態になっておりました。これについ

ては、12月8日午前9時から次長、私と和田推進委員、夏井推進委員の4名で調査をして参りました。現地を見ましたが、現状の状況、土地の条件からすると樹木も発生しておりまして、これを耕作することは出来ないということで、申請地の地目の変更については、やむを得ないと判断して参りました。以上です。

○ 齋藤澄子委員

〔No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

18番齋藤です。現況確認証明申請 案件No.2について、現地調査の結果を報告させていただきます。去る12月9日午後3時頃より現地におきまして、申請人の〇〇〇氏、山都支所の安部副主査、農業委員からは私と日下推進委員と生江推進委員で現地確認をして参りました。前日に雪が降り現場までは行けませんでした。現場までは雪が降らなくても道路の状態が悪く行けないだろうということで、本庁の方からドローンを事前に用意していただきまして、ドローンを飛ばしながら現地の確認をさせていただきました。申請地は事務局から説明がありました様に、30年ほど前からということで、いくらかは耕作しておりましたが最終的には、耕作出来る状態ではなくなり、茅野等が多く高齢にもなり自分でトラクターを持って行ける状況でもないということで確認して参りました。なお、申請地は8月の農地パトロールにおいてこの4ヶ所の地区においては、調査済でいずれ原野、山林に地目変更するしかないだろうと協議して、現況の確認をして参りました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第125号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第125号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第125号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第126号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積計画のNo.29を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[No.29を除く案件を朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第126号のNo.29を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第126号のNo.29を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第126号のNo.29を除く案件については、原案のとおり

可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第126号のNo.29の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、4番 小沢勝則委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、小沢勝則委員の退席を求めます。

※（4番 小沢勝則委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[No.29の案件について、朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第126号のNo.29の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第126号のNo.29の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第126号のNo.29の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

4番 小沢勝則委員の着席を求めます。

（4番 小沢勝則委員着席）

○議長

続きまして、「議案第127号 農用地利用配分計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用配分計画（案）3件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第127号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第127号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第127号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第25回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 4 : 3 8